

「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の取組状況について

◎趣旨

「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン（以下「第5次プラン」という。）」・「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画（以下「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」という。）」の取組状況について取りまとめたことから、その内容について協議いただくもの

1 計画の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考1

(1) 「第5次プラン」について

ア 計画の位置づけ

障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障がい福祉施策の基本的な方向性を示し、事業の計画的な推進を図るための計画

イ 計画期間

2018（平成30）年度から2023（平成35）年度の6年間

ウ 基本理念

「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと安心して暮らせる 共生社会の実現」

エ 基本目標

- 【基本目標1】自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現
- 【基本目標2】乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現
- 【基本目標3】互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

(2) 「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」について

ア 計画の位置づけ

障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害福祉計画」・「市町村障害児計画」であり、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの安定的な確保を図るもので、「第5次プラン」に掲げる障がい福祉サービス等の実施計画

イ 計画期間

2018（平成30）年度から2020（平成32）年度の3年間

ウ 基本理念

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施
- ③ 入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

2 評価について

(1) 「第5次プラン」について

ア 評価の考え方

平成30年度の取組のうち、目標値を設定している取組については、平成30年度の年次目標値から評価を行うとともに、指標を設定していない取組については、平成30年度内の取組内容から進捗状況の評価を行う。

区分	取組の評価
取組内容を実施 又は 指標の達成率 90%以上	A 順調
取組内容を一部実施・検討 又は 活動目標の達成率 70%以上 90%未満	B 概ね順調
取組内容に未着手 又は 活動目標の達成率 70%未満	C やや遅れている

※本市の行政評価を参考

イ 進行管理対象取組の評価・・・・・・・・・・・・・・・・別紙1

区分	取組の評価
A 順調	15取組
B 概ね順調	5取組
C やや遅れている	—
進捗確認が困難である取組	1取組

【基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現】

計画No.	取組名	計画期間中の取組	評価
5	障がい者就職サポートの推進	就職に向けたサポートを推進	A
6	工賃向上支援事業の充実	施設製品の販路拡大等の支援の充実	—
11	全国障がい者スポーツ大会の開催	障がい者スポーツの普及や市民の理解促進, 障がい者団体などと連携した大会準備	A
13	ボランティアの協力による社会参加活動の促進	ボランティア入門やスキル習得のための養成講座の実施	B
17	外出・移動支援サービスの充実	障がい特性に応じた外出支援サービスの充実	A
18	通学・通所における移動支援の推進	ひとり親世帯や共働き世帯の障がい者に対し, 通学通所における移動支援を推進	A

【基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現】

計画No.	取組名	計画期間中の取組	評価
25	発達支援ネットワーク事業の充実	医療・保健・福祉・教育・就労などの関係機関等が連携強化し、発達支援を推進	A
31	障がい児通所支援事業の推進	適正な支給決定及びサービス利用を推進	A
36	学校組織の対応力強化と教員の指導力の向上	学校組織の対応力強化と教職員の指導力向上	A
41	地域生活支援体制の整備	緊急時にすぐ相談ができ、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制整備	B
42	地域における相談体制の充実	包括的な相談支援体制の在り方の検討	B
47	グループホームの設置促進	施設整備等の支援の充実	A
57	精神障がい者の地域生活への移行促進	保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置	B
59	障がい福祉サービス等の充実	障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実	A
62	計画相談支援の推進	サービス等利用計画の作成を推進	A

【基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現】

計画No.	取組名	計画期間中の取組	評価
68	障がいを理由とする差別解消の促進	差別解消の促進	A
69	障がい特性に応じた配慮の促進	障がいに対する理解の促進，人材育成	B
75	障がい者虐待防止に関する事業の推進	虐待の通報・相談に対し迅速かつ的確な対応，広報・啓発活動の実施	A
81	意思疎通支援の充実	手話通訳者等の人材育成・派遣事業の実施	A
90	災害時要援護者支援事業の推進	災害発生時の地域における迅速な避難活動実施へ向けた体制の整備支援	A
91	自立支援協議会の活動の充実	関係機関等の相互の連携	A

【全体評価】

- ・ 進行管理対象取組については、平成30年度においては、A評価が15取組（75%）、B評価が5取組（25%）であり、全体としては、ほとんどの事業を実施しており、概ね順調な進捗状況である。
- ・ 平成30年度については、「第5次プラン」の計画期間の初年度となることから、2023（平成35）年度の目標達成に向けて、積極的に各種事業を着実に取り組んでいく。

(2) 「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」について

「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」については、「第5次プラン」の評価の考え方にに基づき、それぞれの目標値の進捗状況の評価を行うとともに、障がい福祉サービス等及び地域生活支援事業の状況を確認する。・・・別紙2・別紙3

【目標値の評価】

区分	取組の評価
A 順調	7つ
B 概ね順調	3つ
C やや遅れている	1つ
進捗確認が困難である目標	1つ

目標値	評価
入所施設から地域生活への移行者数（2020（平成32）年度末までに24人以上）	C
施設入所者の削減数（2020（平成32）年度末までに8人以上）	A
保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置	B
一つの地域生活支援体制を整備	B
一般就労への移行（2020（平成32）年度末に107人以上）	A
就労移行支援事業の利用者数（2020（平成32）年度末に114人以上）	B
就労支援事業所の就労移行率（2020（平成32）年度末に就労移行率3割以上である就労移行支援事業所を全体の5割以上）	A
就労定着支援による職場定着率	—
児童発達支援センターの設置	A
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	A
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	A
医療的ケア児支援のための関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	A

【全体評価】

- 本市においては、「第5期サービス計画・第1期障がい児計画」において、国の基本指針に即し、施設入所者の地域生活への移行や地域生活支援体制の整備などの目標を

掲げており、平成30年度の評価として、A評価が7つ、B評価が3つ、C評価が1つで、全体としては概ね順調な状況であるが、入所施設から地域生活への移行者数については、目標値を下回っている状況であるため、平成32年度の目標値の達成に向けて、より一層地域への移行を促進する取組を進めていく必要がある。

- ・ 障がい福祉サービス等及び地域生活支援事業の必要量の見込みについては、全体として、平成30年度の見込量と比較して大幅な乖離はなく概ね順調な状況であるが、平成30年4月より開始された新サービスの就労定着支援や自立生活援助の利用者が見込みよりも少ない状況である一方で、障がい児支援系サービスや共同生活援助の利用者等は見込量を大きく上回っている状況である。